

茨城県報 号外

昭和45年4月1日

水曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

条 例

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

- 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正…………… 1 ページ

規 則

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

- 鹿島臨海工業地帯開発組合行政組織規則の一部改正…………… 2

告 示

- 知事の改刻及び調製(文書課)…………… 2
- 専修職業訓練校の訓練科, 訓練生定員及び訓練期間(職業訓練課)…………… 3
- 道路の区域決定(2件)(道路維持課)…………… 5
- 道路の供用開始(2件)(“)…………… 5

公 告

- 職員の駐在個所の名称, 位置, 担当区域等の一部改正(人事課)…………… 6

条 例

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和45年4月1日

鹿島臨海工業地帯開発組合
管理者 岩 上 二 郎

鹿島臨海工業地帯開発組合条例第1号

特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和37年鹿島臨海工業地帯開発組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「月額2,500円」を「月額3,500円」に改める。

別表第1中	給与月額	を	給与月額	に改める。
	10,000円		12,500円	
	9,500円		12,000円	
	8,500円		11,000円	
別表第2中	報酬月額	を	報酬月額	に改める。
	9,500円		12,000円	
	9,000円		11,500円	
	8,500円		11,000円	

付 則

この条例は公布の日から施行する。

規 則

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合規則第1号

鹿島臨海工業地帯開発組合行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和45年4月1日

鹿島臨海工業地帯開発組合
管理者 岩 上 二 郎

鹿島臨海工業地帯開発組合行政組織規則の一部を改正する規則

鹿島臨海工業地帯開発組合行政組織規則(昭和37年鹿島臨海工業地帯開発組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表中「鹿島郡神栖村」を「鹿島郡神栖町」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第398号

次の知事印を改刻し、及び調製したので、茨城県公印規則第4条の規定により公示する。

昭和45年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 改刻した知事印

(1) 名 称 茨城県知事印(甲型)

(2) 印 影



(3) 使用開始期日 昭和45年4月1日

2 調製した知事印

(1) 名 称 茨城県知事印 (乙型)

(2) 印 影



(3) 使用開始期日 昭和45年4月1日

茨城県告示第399号

茨城県立専修職業訓練校規則 (昭和44年茨城県規則第50号) により、茨城県立専修職業訓練校の訓練科、訓練生定員及び訓練期間を次のとおり定める。

昭和45年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

訓 練 校 名	訓 練 科 名	養 成 訓 練		能 力 再 開 発 訓 練	
		訓 練 生 員 定 数	訓 練 期 間	訓 練 生 員 定 数	訓 練 期 間
茨城県立水戸 専修職業訓練校	板 金 科	30名	1 年	10名	1 年
	溶 接 科	20	〃	10	〃
	電 子 機 器 科	30	〃	10	〃
	自 動 車 整 備 科	40	〃		
	建 築 科	40	〃		
	左 官 科	20	〃	10	〃
	測 量 科	20	〃	10	〃
	事 務 科	10	〃	20	〃
自動車整備科(定時制)	20	〃			
	計	230		70	
茨城県立日立 専修職業訓練校	機 械 科	40	1 年		
	板 金 科	20	〃	20	1 年
	溶 接 科	20	〃	20	〃
	機 械 製 図 科	30	〃		
	ブ ロ ッ ク 建 築 科	10	〃	20	〃
	塗 装 科	20	〃	10	〃
	計	140		70	

茨城県立土浦 専修職業訓練校	機 械 科	50	1 年		
	電 気 工 事 科	40	〃		
	第 一 電 子 機 器 科	30	〃		
	第 二 電 子 機 器 科	20	〃	10	1 年
	縫 製 科	40	〃	10	〃
	自 動 車 整 備 科 、 計	50 230	〃	20	
茨城県立下館 専修職業訓練校	機 械 科	30	1 年	10	1 年
	溶 接 科	30	〃	10	〃
	電 気 工 事 科	20	〃	10	〃
	電 気 機 器 科	40	〃		
	電 子 機 器 科	30	〃		
	縫 製 科 計	30 180	〃	20 50	〃
茨城県立笠間 専修職業訓練校	ブ ロ ッ ク 建 築 科	10	1 年	20	1 年
	石 材 科	10	〃	20	〃
	計	20		40	
茨城県立三和 専修職業訓練校	第 一 機 械 科	30	1 年	10	1 年
	第 二 機 械 科	40	〃		
	板 金 科	20	〃	10	〃
	自 動 車 整 備 科	40	〃	10	〃
	計	130		30	
茨城県立鹿島 専修職業訓練校	溶 接 科	30	1 年	10	1 年
	電 気 工 事 科	30	〃	10	〃
	自 動 車 整 備 科	40	〃	10	〃
	建 築 科	30	〃	10	〃
	ブ ロ ッ ク 建 築 科	20	〃	10	〃
	配 管 科 計	20 170	〃	10 60	〃
茨城県立水海道 専修職業訓練校	第 一 機 械 科	30	1 年		
	第 二 機 械 科	30	〃		
	板 金 科	30	〃	10	1 年
	計	90		10	
合 計		1,190		350	

茨城県告示第400号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和45年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長			備 考
				実 延 長	重用延長	計	
一般 国道	293号	茨城県日立市久慈町字宿屋敷5773番地先から	メートル	メートル	メートル	メートル	
		茨城県那珂郡美和村大字鷺子字三河戸3252番地栃木県界まで	3.6~31.2	50,433.4	448.0	50,881.4	

茨城県告示第401号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和45年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長			備 考
				実 延 長	重用延長	計	
一般 国道	294号	茨城県北相馬郡取手町大字取手字水神下千葉県界から	メートル	メートル	メートル	メートル	
		茨城県下館市大字樋口字水無594番地先栃木県界まで	4.0~41.7	59,131.9	1,752.0	60,883.9	

茨城県告示第402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和45年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 293号
3 供用開始の区間 茨城県日立市久慈町字宿屋敷5773番地先から
茨城県那珂郡美和村大字鷲子字三河戸3252番地先栃木県界まで
4 供用開始の期日 昭和45年4月1日

茨城県告示第403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のよりに開始する。
その関係図面は、昭和45年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和45年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 294号
3 供用開始の区間 茨城県北相馬郡取手町大字取手字水神下 千葉県界から
茨城県下館市大字樋口字水無594番地先 栃木県界まで
4 供用開始の期日 昭和45年4月1日

公 告

●職員の駐在個所の名称、位置、担当区域等についての一部改正

、昭和42年9月1日公告した職員の駐在個所の名称、位置、担当区域等についての一部を次のよう
に改正する。

昭和45年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第6. 土木事務所の1駐在個所の名称等の表中

茨城県大宮土木 事務所	茨城県大宮土木事務 所菅谷分室	那珂郡那珂町菅谷追 出4456のイ	那珂湊市、勝田市、 那珂郡のうち東海村、 那珂町	を
----------------	--------------------	----------------------	--------------------------------	---

削る。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所